

# 七尾市デジタル化推進計画

七尾市

令和4年2月

## 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	推進体制	2
5	財政負担の考え方	2
第2章	情報化に関する国・県の動向	3
1	国の動向	3
(1)	重点取組事項	4
(2)	自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項	5
(3)	その他	6
2	県の動向	7
第3章	七尾市のデジタル化に向けた基本方針	9
1	デジタル化に向けた方針	9
2	デジタル化の推進	9
第4章	七尾市のデジタル化に向けた取組み	10
1	市民サービスの利便性向上	11
(1)	行政手続のオンライン化の推進	11
(2)	行政におけるキャッシュレス化の推進	13
(3)	マイナンバーカードの普及促進	14
2	行政事務の効率化	16
(1)	住民情報システムの標準化・共通化への対応	16
(2)	行政事務の効率化の推進	18
(3)	テレワークの推進	20
(4)	セキュリティ対策の徹底	21
(5)	デジタル化人材の育成	23
3	市民の恩恵享受	24
(1)	デジタルデバイドの解消	24
(2)	オープンデータの推進	25
参考資料		
	用語解説	26

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

近年、ICT※は急速な進展を続けており、スマートフォンやタブレット端末等の機器の普及に伴い、誰もが簡単に情報を収集・発信できるようになり、今後もICTの活用の幅がますます広がっていくことが見込まれています。

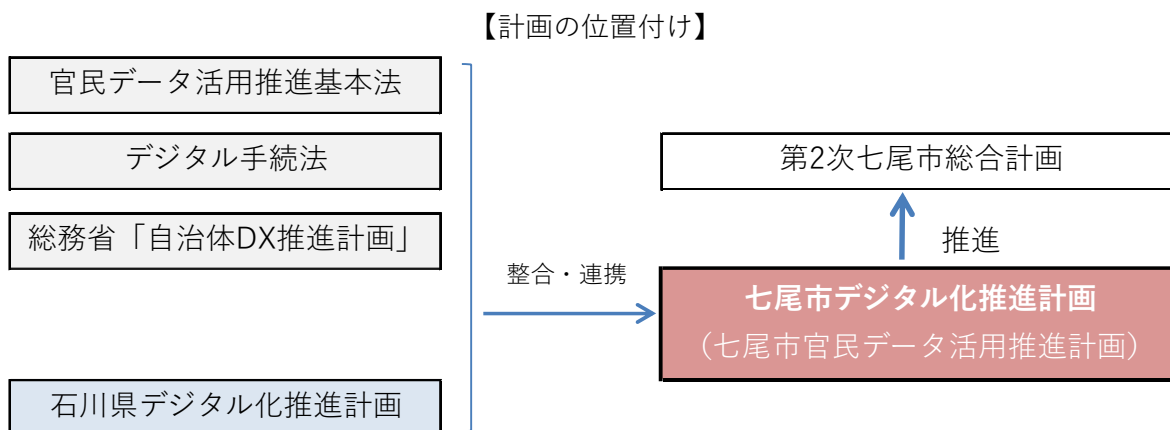
しかし、新型コロナウイルス感染症の対応の中で、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な問題が明らかとなりました。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、いわば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション※（以下「DX」という。）が求められています。

本市においても、急速に変化するデジタル社会に対応するため、限られた予算の中でデジタル化にかかる施策の推進に集中的に取り組む必要があることから、本計画を策定するものです。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、最上位計画である「第2次七尾市総合計画」をデジタルの側面から推進するものであり、「デジタル手続法」（令和元年（2019年）5月31日公布）、総務省「自治体DX推進計画」（令和2年（2020年）12月25日策定）及び石川県「石川県デジタル化推進計画」（令和4年（2022年）1月21日策定）を踏まえ、情報化分野における具体的な取組みを示すものです。

また、「官民データ※活用推進基本法」（平成28年（2016年）12月14日公布・施行）第9条第3項に基づき、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置付けます。



### 3. 計画の期間

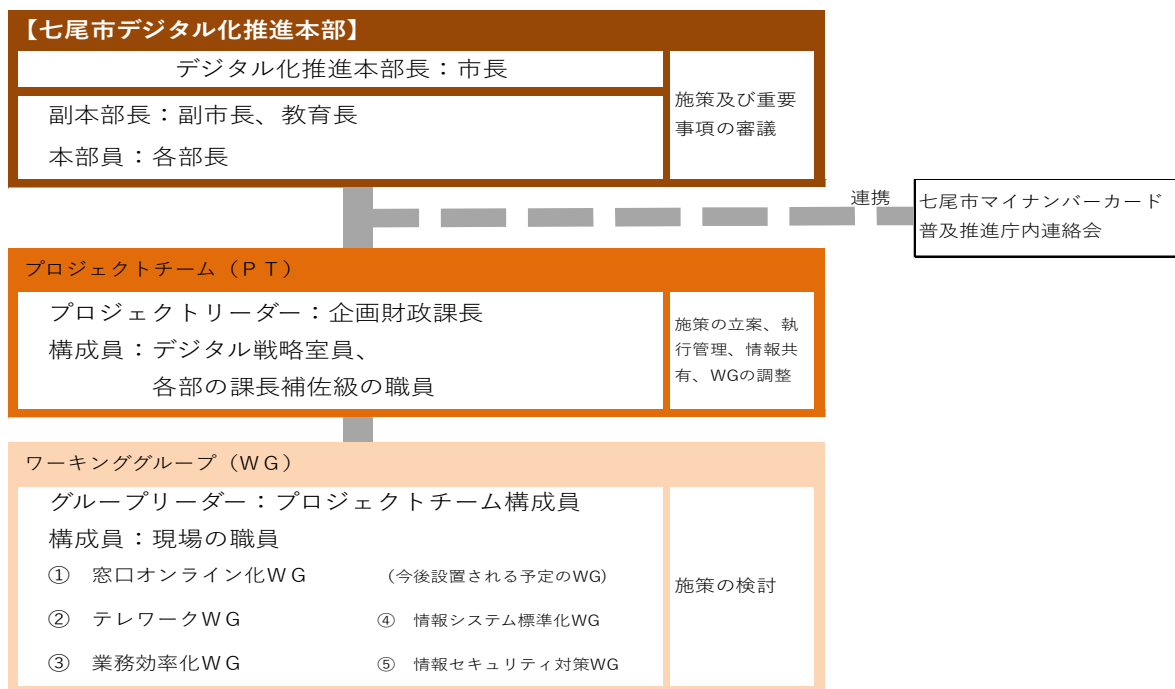
本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

各事業の推進にあたっては、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、計画の終期は総務省「自治体DX推進計画」と同様に設定するとともに、今後の国及び県の動向を踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

### 4. 推進体制

本市のデジタル化を推進するためには、既存の業務手順や業務そのものの見直しなど、仕事の仕方を変えていくだけにとどまらず、場合によっては組織の変革も必要となります。そのため、全庁的かつ組織横断的な推進体制として設置している、「七尾市デジタル化推進本部」（本部長＝市長）において、進捗確認等を行い、総合的かつ効果的に本計画の推進を図ることとします。

#### 【推進体制】



### 5. 財政負担の考え方

- (1) 既存のシステムや機器などの更新時期を捉え、重複投資がないよう計画的な整備を図ります。
- (2) 国の方針などに沿って進める事業と、それ以外の事業に分け、計画的に事業を進めます。
- (3) 国の補助金などを有効活用し、費用負担の軽減を図ります。

## 第2章 情報化に関する国・県の動向

### 1. 国の動向

国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年（2020年）12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDX推進に大きな期待がかけられています。

これを受け、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年（2020年）12月25日閣議決定）における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくこととしています。

～「自治体DX推進計画」における自治体に取り組むべき事項～

#### 【重点取組事項】

- ① 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ② マイナンバーカードの普及促進
- ③ 自治体の行政手続のオンライン化
- ④ 自治体のAI※・RPA※の利用推進
- ⑤ テレワーク※の推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

#### 【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

- ① 地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド※対策

#### 【その他】

- ① BPR※の取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- ② オープンデータ※の活用
- ③ 官民データ※活用推進計画策定の推進

(1) 重点取組事項

①自治体の情報システムの標準化・共通化

自治体の情報システムは、これまで独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各団体が個別に対応せざるを得ず、負担が大きくなっています。

また、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、各自治体のシステム機能が標準化されていることが望まれています。

このような状況を踏まえ、目標時期を令和7年度（2025年度）として、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）※」を活用し、住民記録、地方税、福祉など自治体の基幹系17業務システムについて、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めています。

②マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができる、デジタル社会の基盤となるものであり、令和4年度（2022年度）末までに、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、普及の加速化等を強力に推進しています。

また、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、土日開庁のさらなる実施などにより交付体制を充実させることとしています。

③自治体の行政手続のオンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度（2022年度）末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続（子育て・介護）について、マイナポータル※からマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とすることとしています。

また、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用指針」（令和2年（2020年）3月4日改訂）を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることとしています。

④自治体のAI・RPAの利用推進

地方公共団体は国が作成したAI・RPA導入ガイドを参考にしながら、AIやRPAの導入・活用を進めることとしています。また、導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、共同利用を検討することとしています。

AI・RPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた予算の中で行政サービスを提供し続けていくために、今後積極的に活用を促していくことと

しています。

#### ⑤テレワークの推進

テレワークは、ICT を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもあります。

また、ICT の活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段となっています。

今後も自治体に対して、国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年（2020年）12月）等を参考に、テレワーク導入・活用に積極的に取り組むことを推奨し、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組むこととしています。

#### ⑥セキュリティ対策の徹底

平成27年（2015年）以降に実施された、いわゆる「三層の対策※」により情報セキュリティ対策の抜本的強化が図られましたが、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド※化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行い、令和2年（2020年）12月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されました。

今後、新たなガイドラインを踏まえ、適切に各自治体の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策の徹底に取り組むこととしています。

### (2) 自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項

#### ①地域社会のデジタル化

光ファイバーの全国的な展開や5G※サービスの開始、ローカル5G※の導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効的に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進することとしています。

#### ②デジタルデバйд対策

オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員※」の周知等の利用の促進を行うとともに、地

域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、支援員の枠組みも活用しつつ、講座開催や相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施することとしています。

### (3) その他

#### ①BPR の取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっています。押印の見直しに当たっては、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（令和2年（2020年）12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）を参考に取り組むこととしています。

#### ②オープンデータの活用

地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを住民が容易に利用できるような必要な措置を講ずることとしています。

#### ③官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法において、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が、市町村には同計画の策定の努力義務が定められています。



---

## 2. 県の動向

---

社会全体のデジタル化の推進が求められる中、石川県においても、行政分野はもとより、産業や農業、福祉、教育などあらゆる分野においてデジタル化を加速させる必要があることから、「石川県デジタル化推進計画」を策定し、行政サービスの利便性向上、行政事務の効率化のほか、あらゆる分野のデジタル化に向けた取組みを一層加速させ、県の活力の向上を図っていくこととしています。

「石川県デジタル化推進計画」では、基本理念として“デジタルで創る、誰もがより安心して豊かさを実感できる「いしかわ」”を掲げ、デジタル技術を積極的に活用し、「産業の成長・発展」、「県民生活の安全・安心の確保」、「交流、移住・定住の促進」等に向けて取り組むとともに、県民目線の質の高い行政サービスを提供することで、県民誰もがより安心して豊かさを実感できる「いしかわ」を目指すこととし、以下の3つの基本方針を掲げています。

- (1) 産業・生活のデジタル化
- (2) 行政サービスの利便性向上
- (3) 行政事務の効率化

なお、3つの基本方針と基本姿勢は以下のとおりです。

### (1) 産業・生活のデジタル化

各分野のデジタル化施策を充実・強化し、「産業の成長・発展」、「県民生活の安全・安心の確保」に向けて取り組むとともに、県の魅力・強みの発信により「交流、移住・定住の促進」を図ることとしています。

#### ① 産業の成長・発展

デジタル人材の確保・育成やAI・ドローン等の新技術を活用した先駆的な取組みを支援するなど、全国に先駆けた産業の生産性向上、農林水産業の収益性向上の取組み等を加速させ、産業の成長・発展を推進します。

#### ② 県民生活の安全・安心の確保

頻発する自然災害や少子高齢化等の課題を踏まえ、デジタル技術の活用により、防災・減災対策のほか、医療・福祉、結婚支援・子育て環境の充実等を推進するなど、県民生活の安全・安心の更なる確保に取り組めます。

#### ③ 交流、移住・定住の促進

デジタル技術を活用して、県が誇る伝統文化、豊かな自然環境、食文化などの観光資源のほか、高等教育機関が集積する「学都石川」の魅力など、本県独自の個性や魅力を更に磨き、県内外に発信することにより、県外・国外の人やものを石川に惹きつけ、一層の交流や移住・定住を促進します。

(2) 行政サービスの利便性向上

スマートフォン等を活用して、オンラインで「いつでも」「どこでも」「分かりやすく」利用できる県民目線の行政サービスを目指すこととしています。

①行政サービスのオンライン化・キャッシュレス化

行政手続のオンライン化や行政に対する支払いのキャッシュレス化の推進など、スマートフォン等によりオンラインで利用可能な行政サービスの提供に取り組みます。

②情報発信の充実・強化

県民にわかりやすい情報発信に向けて、県ホームページの充実やアプリ、SNS等を活用した情報発信を推進します。

③マイナンバーカードの普及の促進・利便性向上

マイナンバーカードの普及の促進に向けて利便性・安全性の周知や市町の支援に取り組みます。

マイナンバーカードの利便性向上に向け、国が進める保険証や運転免許証への活用に加え、県においても活用を検討します。

④デジタルデバイド対策

ホームページアクセシビリティの向上やデジタル機器に不慣れな方へのデジタル活用支援に取り組みます。

超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続といった特徴を有する第5世代移動通信システム（5G）などの情報通信基盤の整備を推進します。

(3) 行政事務の効率化

行政における検討から執行に至る一連の業務を見直し、デジタル技術を活用した新たな働き方（デジタルワークスタイル）を実現することにより、業務を効率化し、行政の質の向上に繋げることであります。

①デジタルワークスタイルの実現

業務の見直しを徹底し、執務環境の整備や一連の行政事務におけるデジタル技術の導入を推進します。

②AI・RPAの活用

定型業務の自動化に向けて、AIやRPAを積極的に活用します。

## 第3章 七尾市のデジタル化に向けた基本方針

---

### 1. デジタル化に向けた方針

---

デジタル技術を活用することによる市民サービスの利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、下記の3つの柱で、本市のデジタル化の各施策・取組を展開していきます。

① 市民サービスの利便性向上

② 行政事務の効率化

③ 市民の恩恵享受

### 2. デジタル化の推進

---

国が掲げる基幹系17業務システムの標準化期限及び本計画で設定した計画期間に合わせ、令和7年度（2025年度）をデジタル化達成年度に設定し、次の3つステップによりデジタル化に取り組むこととします。

- ①デジタル化の準備 …… 令和3年度（2021年度）～ 令和4年度（2022年度）
- ②デジタルの活用 …… 令和5年度（2023年度）～ 令和6年度（2024年度）
- ③デジタルの定着 …… 令和7年度（2025年度）

令和7年度（2025年度）を最終年度として、データが集まる仕組み、データを活用する仕組み、職員の業務を効率化する仕組みを確立させ、行政サービス全体の付加価値の創造、市民にとってより利便性の高い行政サービスの提供を目指すこととします。

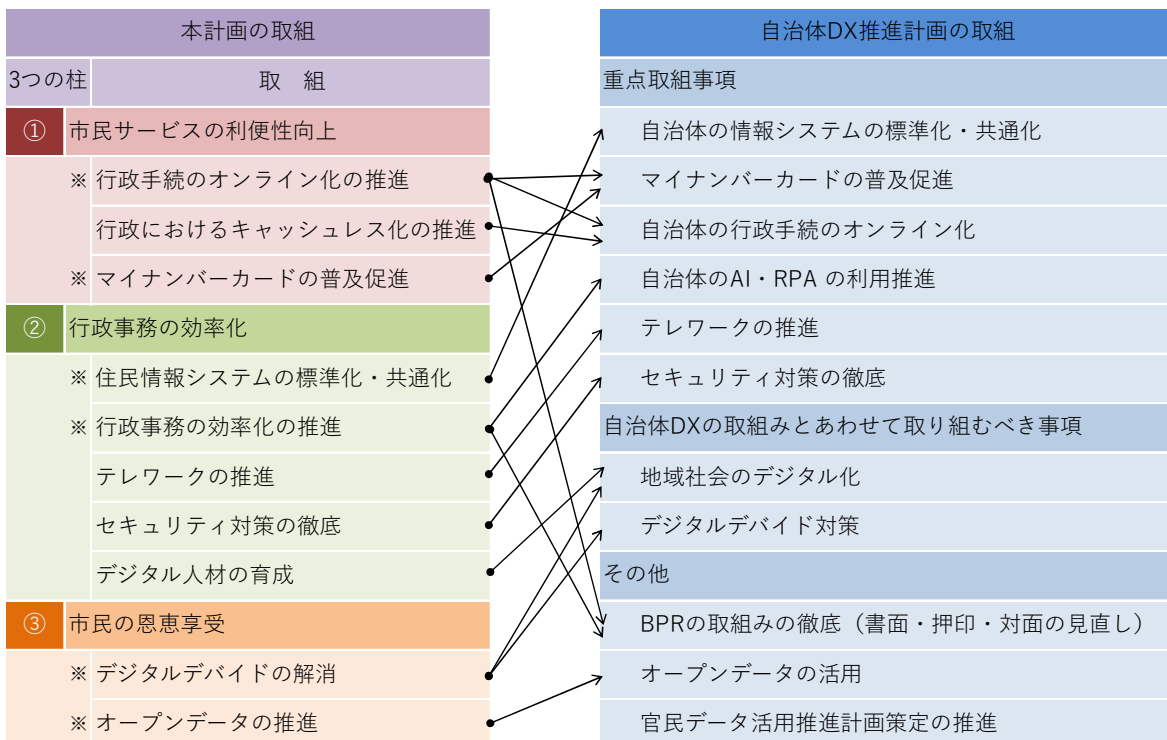
## 第4章 七尾市のデジタル化に向けた取組み

「自治体DX推進計画」では、行政手続のオンライン化についての目標時期が令和4年度（2022年度）とされていること、情報システムの標準化・共通化についての目標時期が令和7年度（2025年度）とされているなど、本計画に示す取組みを一定の期間の中で実現するため、全庁的・横断的な推進体制により、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行います。

また、各取組みについては、国が示した「自治体DX推進計画」、「自治体DX全体手順書」（令和3年（2021年）7月7日策定）、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」（令和3年（2021年）7月7日策定）、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」（令和3年（2021年）7月7日策定）、「自治体DX推進手順書参考事例集」に基づき、取り組むこととします。

なお、本計画の取組と自治体DX推進計画の取組との関連（図1）は以下のとおりです。

図1 本計画の取組と自治体DX推進計画の取組との関連



※は官民データ活用推進計画の施策項目です。

## 1. 市民サービスの利便性向上

### (1) 行政手続のオンライン化の推進

#### 【背景と現状】

本市においては、これまでも行政手続のオンライン化に向け、電子申請の環境整備等に取り組んでいますが、その対象の手続は限定的なものとなっています。

国は、「自治体 DX 推進計画」において、令和4年度（2022年度）末を目指し、「原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする」としています。

また、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用指針」（令和2年3月4日改訂）を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることとしています。

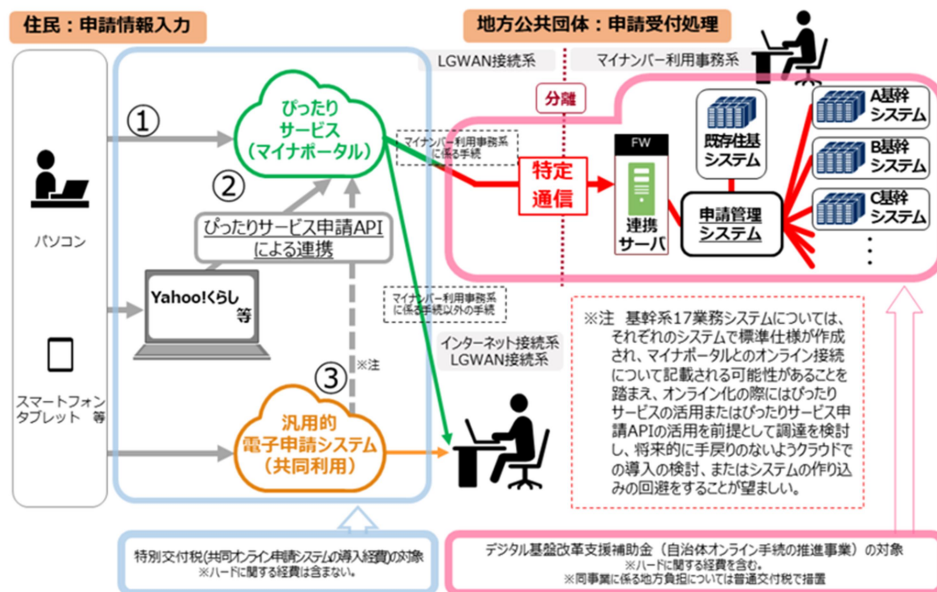
そのような中、本市では令和2年度（2020年度）に各申請・届け出の押印廃止の見直しを行い、令和3年度（2021年度）に「七尾市電子申請システム」を導入し、一部の申請受付のオンライン化を実施しています。

#### 【方向性】

「行かなくて済む」「待たなくて済む」「書かなくて済む」市役所を目指し、窓口の混雑緩和や行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しや課題解決を図るとともに、「新しい生活様式※」に対応するため、行政手続のデジタル化を推進していきます。

なお、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」を参考に実施することとします。

【自治体行政手続のオンライン化の仕組み（イメージ）】



【主な取組み】

①マイナポータルを利用した行政手続のオンライン化

優先的にオンライン化を推進すべき手続である「子育て関係・介護関係・被災者支援関係の27手続」(図2) については、令和4年度(2022年度)中にほとんどの市民がマイナンバーカードを保有することを想定していることから、マイナポータル「ぴったりサービス※」からマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能としていきます。

図2 対象手続一覧

子育て関係 (15手続)	介護関係 (11手続)
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	要介護・要支援認定の申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	要介護・要支援更新認定の申請
氏名変更/住所変更等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
受給事由消滅の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
未支払の児童手当等の請求	介護保険負担割合合証の再交付申請
児童手当に係る寄附の申出	被保険者証の再交付申請
児童手当に係る寄附変更等の申出	高額介護(予防)サービス費の支給申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	介護保険負担限度額認定申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
児童手当等の現況届	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
支給認定の申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請
保育施設等の利用申込	
保育施設等の現況届	被災者支援関係 (1手続)
児童扶養手当の現況届の事前送信	罹災証明書の発行申請
妊娠の届出	

②その他各種行政手続のオンライン化

国が推奨する手続以外のマイナポータル「ぴったりサービス」での対応が難しい行政手続については、「七尾市電子申請システム」により、オンライン手続を可能としていきます。

申請手続件数を洗い出した結果、現時点で、オンライン化が可能な手続は452件あり、これについては、令和5年度(2023年度)までに随時オンライン化することとします。

また、現段階でオンライン化ができない手続については、法令等により書面・押印・対面を必要とする手続等を除き、オンライン化に向けた事務手続の見直しを行っていくこととします。

③マイナポータルと基幹系システムのオンライン接続

マイナポータル「ぴったりサービス」で行われる手続について、データでの一気通貫した処理を可能とするため、マイナポータルと基幹系システムを接続する環境を進めていきます。

④窓口手続の簡素化

市民の個別事情によっては、必要となる行政手続が複雑かつ多岐にわたることがあります。その場合、自分に必要な手続の種類や申請方法、申請先などを窓口で問い合わせることになり、すべての手続を終えるまでに時間がかかったり、一度の受付で手続が完結しないといったことも見受けられます。

こうした窓口の煩雑さを解消するため、窓口予約のオンライン化や窓口手続のワンストップ化など、「待たなくて済む」「書かなくて済む」市役所を目指し、窓口手続のデジタル化を推進していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表	マイナポータル「びったりサービス」オンライン化推進		マイナポータル「びったりサービス」による運用		
	その他行政手続のオンライン化「七尾市電子申請システム」による運用				
	マイナポータルと基幹系との接続				
	窓口手続のデジタル化の検討・推進				

(2) 行政におけるキャッシュレス化の推進

【背景と現状】

デジタル化の進展に伴い、現在多様な決済手段がありますが、中でもキャッシュレス決済は、新型コロナウイルスの影響により社会全体に急速に進んでいます。

本市における決済手段は、口座振替と現金払いが中心となっており、キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、コード決済(コンビニ納付、QR)など)には対応しておらず、住民のニーズに対応できていない状況です。

一方で国は、自治体に対し、令和5年度(2023年度)から固定資産税及び軽自動車税の納付書に地方税統一QRコードを導入するよう求めています。

【方向性】

キャッシュレス決済の導入は、市民サービスの向上と窓口の業務効率化が図られることから、手数料や税等のキャッシュレス化を推進していきます。

これにより、住民は金融機関等へ出向く必要性がなくなり、時間を気にせず、どこでも支払

いが可能となり、住民サービスの向上が図られます。また、現金を直接取扱わないことにより、様々なリスクの低下を図ることができます。

しかし、キャッシュレス決済は多様化している状況であり、導入経費や普及状況等も勘案しながら検討していきます。

【主な取組み】

①手数料のキャッシュレス化の推進

窓口で支払う各種証明書（住民票、課税証明書等）の発行手数料について、キャッシュレス化を推進していきます。

②税等のキャッシュレス化の推進

税等のキャッシュレス決済への対応や国が進める納付書に地方税統一QRコードを付すことで、住民が24時間365日、金融機関等に行くことなく、どこからでも支払いが可能となるようキャッシュレス化を推進していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表	口座振替、納付書払いの運用				
		手数料のキャッシュレス化の検討・推進・導入	キャッシュレス決済の運用		
		地方税統一QRコード導入	地方税統一QRコード運用（固定資産税、軽自動車税）		
		税等のキャッシュレス化の検討・推進・導入	キャッシュレス決済の運用		

(3) マイナンバーカードの普及促進

【背景と現状】

社会のデジタル化を進める上での重要な課題は、オンライン上で市民の本人確認を行うことであり、マイナンバーカードの普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っています。

本市のマイナンバーカードの交付率は、令和3年（2021年）12月31日現在で、40.07%となっており、全国平均（40.95%）並みとなっています。



【方向性】

国は令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指していることから、本市においても「七尾市マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき、令和4年度（2022年度）末の交付率を100%とする方針としており、さらなる普及促進に取り組んでいきます。

【主な取組み】

①出張申請受付等の充実

出張申請受付や広報周知などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、休日交付窓口の実施などにより交付体制の充実を図り、積極的に普及促進に取り組んでいきます。

②マイナンバーカードの利用拡充

マイナンバーカードの普及に向けて、住民票などの証明書コンビニ交付のさらなる利用促進に取り組めます。また、マイナンバーカードを活用したマイナポータル「ぴったりサービス」や「七尾市電子申請システム」によるオンライン手続を順次拡大していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表					
	マイナンバーカードの普及促進 (交付円滑化計画)		マイナンバーカードの普及促進 (2022年度末の状況を踏まえた対応)		

## 2. 行政事務の効率化

### (1) 住民情報システムの標準化・共通化

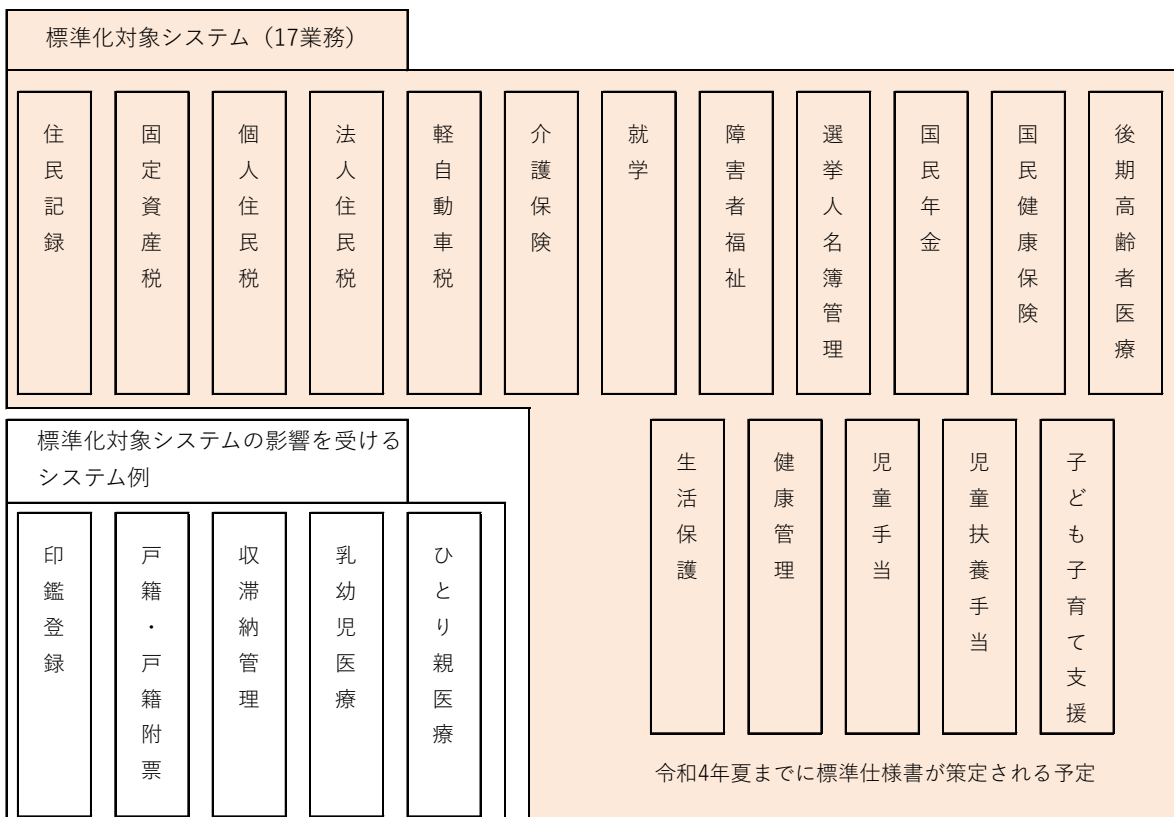
#### 【背景と現状】

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に調達や開発等を行ってきており、システムの維持管理や制度改正による改修など個別に対応しなければならず、自治体にとって大きな負担となっています。

このような状況を踏まえ、国は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」を制定し、自治体における情報システムの標準化を進めることとしています。

具体的には、原則令和7年度（2025年度）までに、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」を活用し、自治体業務のうち、基幹系17業務（標準化対象システム）（図3）を、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することが示されており、計画的な導入に向けた検討を行うことが求められています。

図3 標準化対象業務一覧



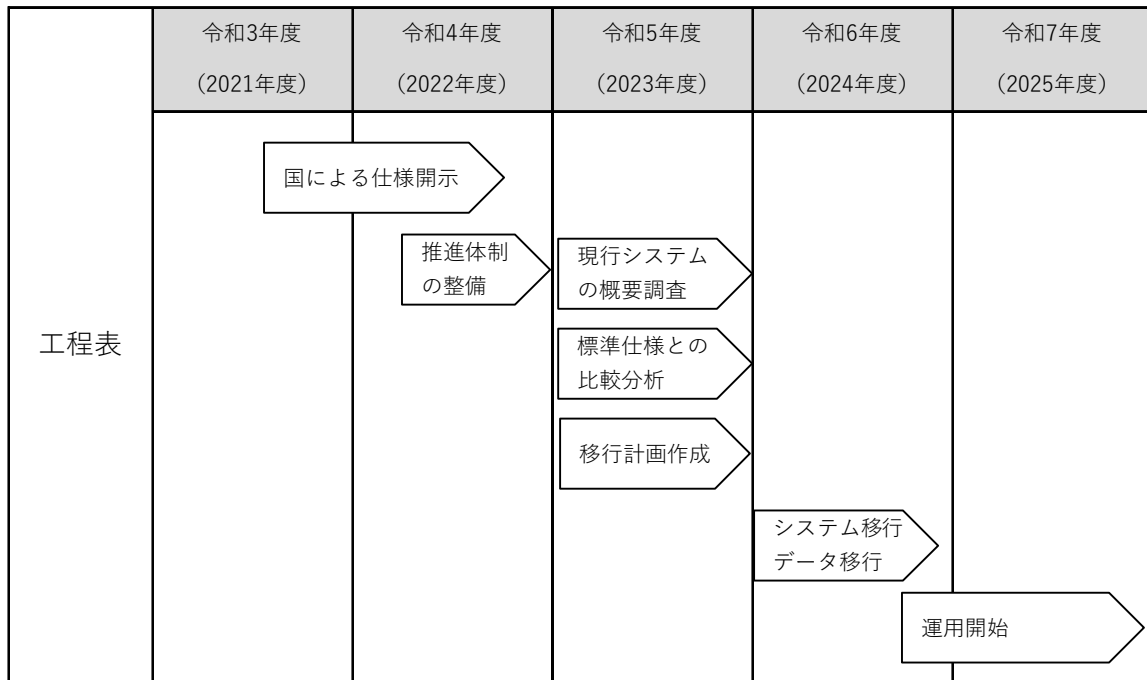
【方向性】

「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」の活用を前提として、国が示した基幹系17業務及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年（2021年度）6月18日策定）で検討事項として挙げられている戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録業務についても、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を迅速かつ確実にすることとします。

【主な取組み】

本市としては、既存住民情報システム（基幹系システム）の更改時期や、切り替え後の業務への影響を踏まえ、令和6年（2024年）10月末を情報システムの標準化・共通化に対応する期限に設定し、その期限までに標準化仕様に準拠した情報システムへの移行を目指すこととします。

なお、標準化・共通化に向けては、国の標準化・共通化に係る検討状況の把握、現行ベンダー※との協議、着手可能な調査の実施等を進めることが重要であることから、早期に推進体制を立ち上げ、全庁的・横断的に取り組むこととします。具体的には、標準化・共通化の対象となる住民情報システムの所管課の職員で構成するチームを中心とし、目標時期である令和6年（2024年）10月までのおおまかなスケジュールや実施する作業項目を想定しつつ、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」を参考に実施することとします。



## (2) 行政事務の効率化の推進

### 【背景と現状】

本市においては、これまでも厳しい財政状況の下で事務事業の民間委託の推進や指定管理者制度を導入するなど、行政改革に積極的に取り組む中で、市民サービスの向上に努めてきました。

しかしながら、今後の進展する人口減少の時代において、職員数の減少も見込まれる中、将来的には行政サービスの提供に係るコストの増加や、業務を委託できる民間事業者が見つからないといった事態も想定されます。

このような中で、持続可能な行政サービスを提供し続けていくためには、AI や RPA などのデジタル技術は行政業務を改善する有力なツールであり、積極的に活用すべきものです。

本市では、既に一部の業務に AI・RPA を導入し、実証実験を行って効果等を検証していますが、導入効果やどのような分野の業務に活用できるかが不明である等の課題があり、活用の拡大が進んでいない状況です。

### 【方向性】

職員の事務負担の軽減と業務の効率化を図るため、AI・RPA 等の利用拡大を推進していきます。

なお、AI や RPA の導入・活用については、国が作成した「AI 導入ガイドブック」(令和3年6月総務省)及び「RPA 導入ガイドブック」(令和3年1月総務省)を参考に進めることとします。

### 【主な取組み】

#### ①AI・RPA の利用拡大

AI については、議事録自動作成ツール(文字認識・音声認識)の利用拡大やチャットボット※の導入推進に取り組めます。RPA については、税、財務、福祉、保健、教育分野等で効果の高いものについて、計画的な導入・活用に取り組めます。

##### ア) ホームページ等における AI の導入推進

本市のホームページや SNS に AI チャットボット導入を進め、住民が知りたい情報等をいち早く、確認しやすい方法で提供することで、市民サービスの向上を図ることとします。

また、住民からの問い合わせ等が減少することにより、職員の事務負担の軽減も図ります。

##### イ) RPA 化の拡大

今後、RPA 導入ガイドブックに示されている「効果を得やすい分野・業務」(図4)を

参考に、RPA化の拡大を図ることとします。

図4 効果を得やすい分野・業務

導入分野		導入業務
住民情報	住民基本台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード交付管理</li> <li>・ご遺族手続支援コーナー資料作成業務</li> </ul>
地方税	個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初課税準備：住民税申告書の入力、所得税確定申告書の入力、給与支払報告書の入力、法定調書の入力</li> <li>・当初課税：エラー解消業務</li> <li>・更正：年金資料の入力、給与所得者異動届出書の入力、退職所得分納入申告書の入力、納税通知書の作成</li> <li>・照会：公用照会による課税証明書の発行</li> </ul>
	法人住民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報登録：法人設立届出書の入力</li> <li>・申告書受付：法人住民税申告書の入力、電子申告データの取込み</li> <li>・更正・決定：法人税額更正データとの照合</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初課税準備：新規車両登録、車両変更登録、廃車登録</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税客体把握：償却資産申告書の入力、登記異動情報の入力</li> <li>・評価：評価情報の入力</li> <li>・更正：納税通知書の作成</li> </ul>
	取滞納管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納：口座情報の登録・廃止、入金消込</li> <li>・還付・充当：還付入力、還付充当</li> <li>・滞納整理：納付書・催告書・明細書等の作成、預貯金調査</li> </ul>
健康・医療	国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理：国民健康保険異動届の入力、資格証明書情報の管理</li> <li>・賦課管理：簡易申告書の入力、転入者の所得情報の入力</li> <li>・給付管理：レセプト点検結果の入力、高額療養費申請書の入力、限度額適用認定証の年度更新</li> <li>・統計・報告：月報の作成</li> </ul>
	後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理：年齢到達による保険証交付</li> <li>・給付管理：高額療養費申請書の入力、高額介護合算療養費申請書の入力、限度額適用認定申請書の入力</li> </ul>
	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人検診(健診)：予約入力、結果入力、通知書作成、受診勧奨者の情報抽出、減免申請に係る課税状況等の調査</li> <li>・母子保健管理：訪問先地図の作成</li> </ul>
福祉	国民年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理：第1号・第3号被保険者資格喪失者一覧表の入力</li> <li>・免除管理：免除申請書の入力</li> </ul>
	障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳交付：手帳交付申請書の入力、手帳交付結果の入力</li> <li>・重度医療（福祉医療）：医療費助成申請書の入力</li> <li>・自立支援医療：医療費の入力、上限額等の管理</li> <li>・障害福祉サービス等：申請書の入力、支給量・上限額等の管理</li> </ul>
	介護保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格管理：他市町村住所地特例者の管理、所得照会対象者抽出</li> <li>・要介護認定：要介護認定申請書の入力、調査員及び主治医への割り当て、依頼</li> <li>・受給者管理：負担割合証の発行、負担限度額認定証の発行</li> <li>・給付管理：給付費通知の作成</li> </ul>
	生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護申請書の入力</li> <li>・医療要否意見書の対象管理</li> <li>・訪問実績の管理</li> <li>・保護費支給額の確認</li> </ul>
子育て	児童手当、児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定：手当認定請求書の入力、所得情報の入力</li> <li>・額改定：手当額改定届の入力</li> <li>・現況届：手当現況届の入力</li> </ul>
	乳幼児医療、ひとり親家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理：医療証交付申請書の入力、所得情報の入力、医療証再交付</li> </ul>
	就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助：就学援助費受給申請書の入力、課税状況等の調査</li> <li>・育英資金：育英資金交付申請書の入力</li> </ul>
	保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定・入所管理：保育所入所申請書の入力、保育所入所決定結果の入力、教育・保育給付認定変更申請書の入力</li> <li>・現況届：現況届の入力</li> </ul>
	学童保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所管理：学童保育入所申請書の入力</li> <li>・利用実績管理：学童保育の利用実績の管理</li> </ul>

## 第4章 七尾市のデジタル化に向けた取組み

導入分野		導入業務
財政・会計・財務	財務会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成：査定結果の入力、整合性確認</li> <li>・予算管理：配当、収支計画の作成、執行状況の集計・確認</li> <li>・歳出管理：契約管理、市場価格調査、債権者登録、支出帳票の作成</li> <li>・歳入管理：収入調定書の作成、納入通知書の作成、還付命令書の作成</li> <li>・公会計システムへの入力</li> <li>・監査調書の作成</li> </ul>
組織・職員	庶務事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤怠管理：時間外勤務時間の集約・集計、休暇取得日数の集約・集計、正規職員以外の勤務実績集約・集計</li> <li>・各種手当申請：旅費の申請、通勤手当の申請</li> <li>・照会・配布：給与明細の作成</li> <li>・福利厚生管理：健診結果の入力</li> </ul>
	人事給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事：人事評価シートのとりまとめ、発令通知等の作成</li> <li>・給与：給与計算、社会保険料の支払い、戻入処理</li> </ul>
	文書管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール送付文書の收受登録</li> </ul>
その他	ふるさと納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイト掲載情報の同期</li> <li>・寄附情報の集約、御礼状・受領証明書等の作成、謝礼品の発注</li> <li>・ワンストップ特例申請書の入力、申告特例通知書ファイルの作成</li> </ul>
	システム運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムユーザー管理</li> <li>・ファイル転送</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計・調査、アンケートとりまとめ</li> <li>・インターネット巡回、情報取得（災害時等）</li> </ul>

### ②ペーパーレス化の推進

行政サービスのオンライン化と共に、情報系事務システム（文書管理、財務会計等）の電子化を推進していきます。また、打ち合わせや会議における資料のペーパーレス化など、行政事務のペーパーレス化も推進していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表	AI・RPAの利用	AI・RPAの導入拡大			
	AI・RPAの拡大検討				
	ペーパーレス化の推進（文書管理、財務会計等の電子化、会議資料のペーパーレス化の導入検討・推進）				

### (3) テレワークの推進

#### 【背景と現状】

テレワークは、「時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段」となるとして、長時間労働の抑制や休暇取得促進と合わせて、「働き方改革」における重要な取組の一つとなっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、令和2年2月以降、国から、時差出勤やテレワーク等を強力に推進することを呼びかけられました。

本市においては、令和2年度（2020年度）にテレワーク端末を導入・試行実施し、令和3年度（2021年度）に検証を行いました。その結果、職員間の情報共有や労務管理が困難であること、テレワークで実施できる業務が不透明など、複雑かつ多岐に渡る課題があったことから、本格的な導入が進んでいない状況です。

**【方向性】**

今後の取組みとしては、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方ができるよう、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（令和3年4月総務省）を参考にしながら、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を推進していきます。

**【主な取組み】**

①テレワーク環境の整備

テレワーク端末の導入拡大を推進し、テレワークの形態である「在宅勤務」「サテライトスペース」「モバイルワーク」の対応を検討していきます。

②情報共有ツールの活用

業務用チャットツール（ビジネスチャット）を活用し、テレワーク時の情報共有をはじめ、災害時及び日常業務での職員間の情報共有が、スマートフォン等でも可能となるような取組みを進めていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表	実施検証	テレワーク端末の導入拡大			
		テレワーク環境整備の検討・情報共有ツールの活用			

(4) セキュリティ対策の徹底

**【背景と現状】**

自治体においては、平成27年以降に実施された、いわゆる「三層の対策」により、内部ネットワークが、インターネット接続系・LGWAN 接続系・マイナンバー利用事務系の3つのセグメントに分割され、更にマイナンバー利用事務系については、原則ほかのセグメントと物理

的に分離されるなど、情報セキュリティ対策の抜本的強化が図られました。

本市においては、平成28年度に三系統を分離し、情報セキュリティ対策を講じたところですが、令和2年（2020年）12月に「三層の対策」についての見直しが行われたことにより、今後の行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化などデジタル化という新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行う必要があります。

【方向性】

令和2年12月改定の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切に本市の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組んでいきます。

【主な取組み】

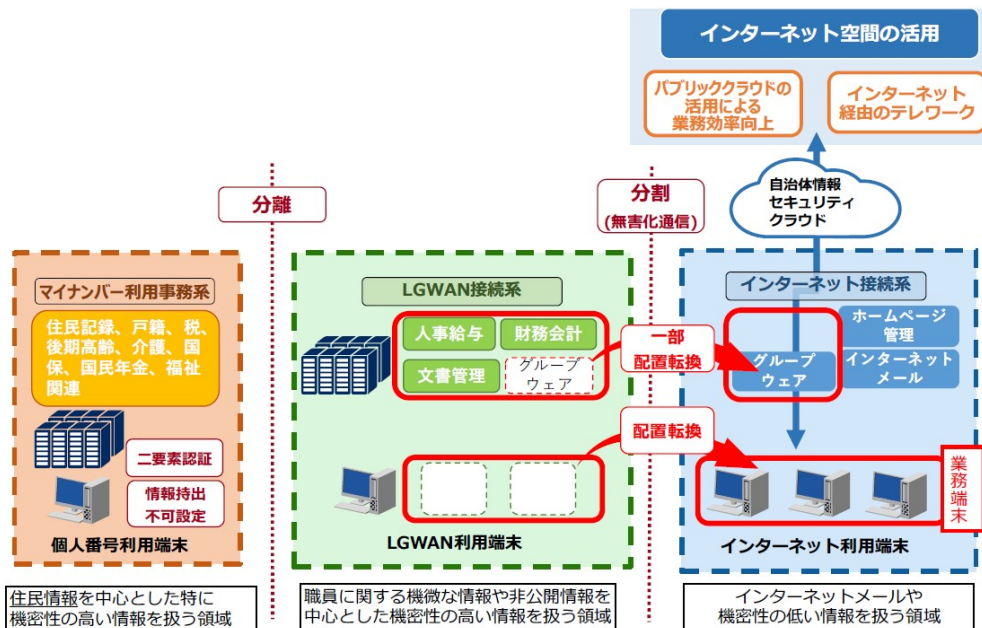
①情報セキュリティポリシーの改定

行政手続のオンライン化、テレワーク、業務のクラウド化に対応していくには、セキュリティ対策の見直しが必要になってきますが、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、本市の「電子情報セキュリティに関する基本方針」「電子情報セキュリティに関する対策基準」の改定に取り組むこととします。

②新たな「三層の対策」への移行の検討

情報システムの標準化・共通化等、今後オンライン上での行政手続の活用及び重要性は急激な変革を遂げるることとなることを踏まえ、インターネット接続系を主接続とした、新たな「三層の対策」（図5）への移行を検討することとします。

図5 三層の対策の見直し（イメージ）





③職員の情報セキュリティ意識の向上

セキュリティ対策に係る研修等の実施による職員の情報セキュリティに対する理解度の向上を図っていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表	情報セキュリティポリシーの改定検討				
	新たな「三層の対策」への移行の検討				
	職員に対するセキュリティ対策の研修の実施				

(5) デジタル人材※の育成

【背景と現状】

本市の業務遂行に当たり、デジタル技術の果たす役割は今後ますます大きくなってきます。デジタル技術の進展により、職員のデジタル化に関する知識やスキルの向上が重要となることから、職員の役割ごとに必要な知識習得に向けた研修等を実施し、職員のスキルの向上とデジタル化への意識改革を図る必要があります。

【方向性】

本市のデジタル化推進を図るため、各部署にデジタル化に関する基本的な知識を有する人材やICTを活用した業務・サービスの企画・改善ができる人材、また、簡易な仕組みをシステム化できる人材の育成を図っていきます。

また、デジタルツールの紹介やデジタル化への理解を深めるための研修を職員の役割に応じて実施し、職員の情報リテラシー※の向上も図っていきます。

【主な取組み】

オンライン研修やe-ラーニング※を利用し、職員のスキルの向上を図っていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表	オンライン研修、e-ラーニングの実施				

### 3. 市民の恩恵享受

#### (1) デジタルデバイドの解消

##### 【背景と現状】

ホームページや SNS などのソーシャルメディアが住民と行政の新たな情報共有の手段となっていますが、社会全体でデジタル化を進めていく中で、年齢、障害の有無、性別などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備が必要となっています。

##### 【方向性】

本市のデジタル化を推進するうえで、オンライン申請やキャッシュレス決済など、ICT 技術を利用した市民への利便性向上を図るため、デジタル機器の利用に不慣れな市民が必要な知識・技術を習得できるよう検討を進め、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けた環境づくりに努めていきます。

##### 【主な取組み】

#### ① デジタル活用支援推進事業の活用

本市においても、令和3年（2021年）6月からデジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、携帯キャリアによる国の「デジタル活用支援推進事業」を活用した講習会が展開されています。主に高齢者のデジタル活用を支援する講習会であり、スマートフォンの基本的な操作方法や、カメラ、アプリ等の使い方、サービスの利用方法を学ぶことができることから、今後も積極的な活用を推進していきます。

#### ② 地域におけるデジタルサポートの体制の構築

市民が身近な場所で相談や学習を行うことができる環境を構築するため、各地域において「デジタル活用支援員」の育成に取り組んでいきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表	「デジタル活用支援推進事業」を活用した携帯キャリアによる講習会の活用				
	各地域の身近な場所で相談や学習が行われる環境づくりの検討、推進				

(2) オープンデータの推進

【背景と現状】

「官民データ活用推進計画基本法」第11条において、地方公共団体は国と同様に、保有する官民データについて、国民がインターネット等で容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとされました。

本市においては、ホームページ上での「七尾市オープンデータライブラリー」を通して二次利用可能なデータを提供しています。

【方向性】

市保有のデータを市民や民間企業等が容易に活用できるようにするため、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（令和3年（2021年）6月15日改定）、「オープンデータ基本指針」（令和元年（2019年）6月7日改定）等を踏まえて、オープンデータ化を推進していきます。

【主な取組み】

本市が保有するデータを整理し、利用者が活用しやすい形式で公開していきます。

また、市民や民間企業等の利用ニーズを踏まえ、オープンデータの充実を図っていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
工程表		市保有データの整理・利用ニーズの把握		オープンデータの充実化	

## 参考資料

## &lt;用語解説&gt;

索引	用語	解説
5	5 G	第5世代移動通信システム。1～4Gに続く、携帯電話などに用いられる高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。
A	AI	Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
B	BPR	Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。
E	e-ラーニング	パソコンやタブレット、スマートフォンを使ってオンラインで学ぶ学習形態のこと。
I	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。
R	RPA	Robotic Process Automation (ロボティックプロセスオートメーション)の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業若しくはより高度な作業を、AI や機械学習などの認知技術を活用して、人間の代わりに作業させる取組み。
S	SNS	Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス(サイト)で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。
あ	新しい生活様式	長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させるための生活様式のこと。
お	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
か	ガバメントクラウド (Gov-Cloud)	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS) の利用環境のこと。

索引	用語	解説
か	官民データ	電磁的に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
く	クラウド	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（PCや携帯端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでもさまざまなサービスを利用することができること。
さ	三層の対策	自治体の「マイナンバー利用事務系」、「LIGWAN 接続系」、「インターネット接続系」の3つの業務を、それぞれ分離させることでセキュリティ性を高めるための対策のこと。
し	情報リテラシー	インターネット等の情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、情報やデータを活用するための能力・知識のこと。インターネット上での情報収集・発信能力やマナー、機器やソフトの活用能力、各種情報の分析・整理能力等のこと。
ち	チャットボット	「チャット(chat)」と「ロボット(robot)」を組み合わせた言葉で、人工知能(AI)技術を利用した自動会話プログラムのこと。
て	デジタル活用支援員	住民に身近な場所で高齢者などからICT機器やサービスの利用方法の相談を受けたり、学習支援を行ったりする人のこと。
て	デジタル人材	IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、デジタル化を推進するための業務改革等に取り組む人材のこと。
て	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
て	デジタル・トランスフォーメーション	Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション、DX)は、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。
て	テレワーク	ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと(例:在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務)を言う。
ひ	ぴったりサービス	マイナポータルから子育てや介護をはじめとするサービスの検索やオンライン申請ができるシステムのこと。
へ	ベンダー	販売会社や情報システム開発会社のこと。

---

索引	用語	解説
ま	マイナポータル	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
ろ	ローカル5G	第5世代移動通信システムにおいて、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築、運用することができる規格のこと。

---

## 七尾市デジタル化推進計画

令和4年2月策定

発行 七尾市

編集 七尾市 企画財政課 デジタル戦略室

〒 926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

電話 0767-53-1111（代表）